

令和8年度 本庁共通仕様封筒 広告募集説明書

【募集概要】

◇広告を掲載する封筒と枚数

- ・長形3号封筒 7万枚
- ・角形2号封筒 7万枚

◇広告枠の大きさ

- ・長形3号封筒裏面 縦 7.0cm×横 15.5cm
- ・角形2号封筒裏面 縦 21.0cm×横 15.5cm

◇募集期間

- ・令和8年5月13日(水)まで

◇申込方法

- ・「共通仕様封筒広告掲載申込書（別記第1号様式）」に記載のうえ、誓約書、広告原稿案、広告掲載者の概要を添付してお申し込みください。

なお、郵送による申し込みは、13日の消印を有効とします。

※詳細は、募集説明書をご確認ください。

令和8年4月

岐阜県出納事務局出納管理課

1 募集の内容等

- (1) 募集者数
 - ・長形3号封筒、角形2号封筒：各1者
 - ・自身の広告を直接掲載する方法、広告掲載者を募集して他者の広告を掲載する方法、自身の広告と他者の広告を併せて掲載する方法、いずれの方法でも応募可能。
- (2) 広告を掲載する封筒
 - ・長形3号封筒 7万枚
 - ・角形2号封筒 7万枚
- (3) 広告掲載場所
 - ・上記封筒の裏面
- (4) 広告枠の大きさ
 - ・長形3号封筒 縦 7.0 cm×横 15.5 cm
 - ・角形2号封筒 縦 21.0 cm×横 15.5 cm
- (5) 印刷仕様
 - ・1色刷（青）
- (6) 封筒材質
 - ・クラフト紙 厚さ 85 kg/m²
- (7) 広告の表示
 - ・広告する枠外上部に縦0.5 cm×横1.2 cm以上の大きさに「**広 告**」と表示すること。
 - ・広告枠内には広告主の氏名又は名称、所在地、連絡先等当該広告に係る責任の所在が明確な表示をすること。
 - ・広告する枠外下部に「※岐阜県では、財源確保の一環として広告を掲載しています。」と表示すること。
- (8) その他
 - ・県が広告内容の修正を命じた場合は、正当な理由がある場合を除き、速やかに修正すること。

2 広告掲載期間

令和8年8月から令和9年3月まで（予定）

3 募集期間

令和8年4月13日（月）から令和8年5月13日（水）まで

4 応募者の参加条件

- (1) 県内に本店、支店、営業所のいずれかを有すること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ・岐阜県入札参加資格者名簿に登録されている者
 - ・令和7年度の岐阜県の広告事業に契約実績がある者
 - ・岐阜県入札参加資格者名簿に登録されている者に準じる資格要件を有すること（入札参加資格者名簿に登録されていない者または令和7年度の岐阜県の広告事業に契約実績がない者は、「8申込方法 添付書類（3）」の提出が必要となります。）
- (3) 岐阜県入札参加資格者名簿に登録されている者は、県から「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」及び「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を募集締切日から契約者決定までの期間内に受けていないこと。
- (4) 岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱第3条に該当するものでないこと（別紙「共通仕様封筒広告掲載申込書（別記第1号様式）」添付書類「誓約書」裏面参照）。

5 広告掲載者の条件

次のいずれかに該当する業種又は事業者である場合は、広告掲載者にはなれません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するもの
- (2) 消費者金融に係るもの
- (3) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの
- (4) 県から「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」及び「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を受けているもの
- (5) 岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱第3条に該当するもの
- (6) 県内に本店、支店、営業所のいずれも有しないもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、県が広告掲載の対象として不適当と認めるもの

6 掲載できない広告

次のような広告については、広告掲載の対象になりません。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反しているもの
- (3) 基本的人権や他の者の権利等を侵害するもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
- (6) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (7) 意見広告（社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの）
- (8) 個人の氏名広告
- (9) 比較広告
- (10) 前各号に掲げるもののほか、県が広告掲載の対象として不適当と認めるもの

7 広告申込価格

消費税及び地方消費税を含む希望価格とします。

応募者が実施する広告掲載者募集等に要する費用及び広告の原稿作成に係る費用は、応募者の負担とします。

8 申込方法

別紙「共通仕様封筒広告掲載申込書（別記第1号様式）」に記載のうえ、下記指定の書類を添付して持参又は郵送により申し込んでください。

【添付書類】

- (1) 必須書類
 - ① 申込者及び広告掲載者に係る書類
別紙1 誓約書
申込者が広告掲載者と同じ場合は、一枚のみ提出
 - ② 広告図案（紙原稿及び電子ファイル）
事後、提出された原稿案が大幅に変更されない軽微な修正については可能とします。
 - ③ 広告掲載者に係る書類
別紙2 広告掲載者の概要
- (2) 申込者及び広告掲載者が令和7年度岐阜県の広告事業に契約実績がある場合
・ 契約書等の写し
- (3) 申込者及び広告掲載者が入札参加資格者名簿未登載又は令和7年度岐阜県の広告事業に契約実績がない場合
・ 岐阜県入札参加資格者名簿に登載されている者に準じる資格の要件を満たすため下記の書類の提出が必要となります。

◇法人の場合

- ① 履歴事項全部証明書（法人登記簿）・・・写し可
※本店所在地を管轄する法務局で取得できます。
- ② 岐阜県納税証明書（完納証明書）・・・写し可
・全税目に未納の徴収金のない旨の証明書
※県内の県税事務所で取得できます。
※納税義務が免除されている場合においても提出が必要です。
※申込日前90日以内に発行されたものに限りです。
- ③ 消費税等納税証明書（様式その3）・・・写し可
・消費税及び地方消費税について未納の税額がない旨の証明書
※本店所在地を管轄する税務署で取得できます。
※納税義務が免除されている場合においても提出が必要です。
※消費税等納税証明書（様式その3の3）の提出も可とします。
※申込日前90日以内に発行されたものに限りです。

◇個人の場合

- ① 身元証明書（2種類）・・・写し可
・本人の本籍地の市町村長が発行する身元（身分）証明書
・東京法務局の発行する後見登記等ファイルに記録がない旨の証明書
※東京法務局又は岐阜地方法務局で取得できます。
※申込日前90日以内に発行されたものに限りです。
- ② 岐阜県納税証明書（完納証明書）・・・写し可
・全税目に未納の徴収金のない旨の証明書
※県内の県税事務所で取得できます。
※納税義務が免除されている場合においても提出が必要です。
※申込日前90日以内に発行されたものに限りです。
- ③ 消費税等納税証明書（様式その3）・・・写し可
・消費税及び地方消費税について未納の税額がない旨の証明書
※住所地を管轄する税務署で取得できます。
※納税義務が免除されている場合においても提出が必要です。
※消費税等納税証明書（様式その3の2）の提出も可とします。
※申込日前90日以内に発行されたものに限りです。

<申込先>

〒500-8570
岐阜市藪田南2-1-1
岐阜県庁内 出納事務局出納管理課用度係 あて

9 契約者の決定方法

- (1) 県は、広告掲載者及び広告内容が前記5、6に該当しない応募者のうち、予定価格を上回る最も高い金額を提示した者を契約者として決定します。
- (2) 最高価格の応募者が2者以上のときは、くじ引きにより決定します。

<スケジュールの概略>

広告申込 期限	審 査	契約者 決 定	広告原稿 提 出	封筒使用 期 間	契約金の 納 付
R8 5月13日	R8 5月中旬 ～5月下旬	R8 5月下旬 ～6月上旬	R8 5月下旬 ～6月上旬	R8 8月上旬 ～R9.3月	R8 6月下旬

10 広告原稿の提出

契約者は、県が指定する日までに、掲載しようとする広告を出納管理課用度係へ提出いた

だきます。提出後、原稿を修正する必要がある場合は、県が指定する業者と協議のうえ、速やかにその作業を実施していただきます。

原稿提出部数

- ・紙原稿 . . . 1部
- ・完全版下原稿（電子データ） . . . 1部

※入稿メディア、規格等の詳細について明示すること。

11 問い合わせ先

〒500-8570

岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁内

出納事務局出納管理課 用度係

担当者 伊藤 三宅

電話 058-272-8715（直通）

F A X 058-278-2787

E-mail c11113@pref.gifu.lg.jp

○添付書類

- ・「共通仕様封筒広告掲載申込書」
- ・「共通仕様封筒イメージ」
- ・共通仕様封筒（指定物品）広告掲載要綱
- ・共通仕様封筒（指定物品）広告掲載基準